

● 政策目標5－2：多角的貿易体制の強化及び経済連携の推進、税関分野における貿易円滑化の推進

1. 「政策の目標」に関する基本的考え方

当該目標は「新成長戦略」や「包括的経済連携に関する基本方針」等に取り上げられており、今後重点的に進めるべき目標であることから「重点目標」として設定しています。

我が国経済の成長・発展基盤の再構築と世界経済の持続的発展のため、WTO（世界貿易機関）ドーハ・ラウンド交渉の早期妥結に向け、引き続き積極的に取り組むとともに、「国を開く」観点から、「包括的経済連携に関する基本方針」に沿って、世界の主要貿易国との間で、世界の潮流からみて遜色のない高いレベルの経済連携を積極的に推進していきます。

また、貿易ビジネス環境の改善を通じて我が国企業の国際競争力の強化を図り、アジアに切れ目のない市場を創出し、成長著しいアジア諸国の需要を取り込むことなどにより、我が国経済の成長力を強化していく観点から、ADB（アジア開発銀行）をはじめとする国際開発金融機関と連携しつつ、ASEAN諸国等を中心とするアジア地域に重点を置いて、二国間の政策協議の枠組み、ASEAN（東南アジア諸国連合）、APEC（アジア太平洋経済協力）及びASEM（アジア欧州会合）の地域協力の枠組みを戦略的に活用しながら、貿易円滑化を積極的に推進し、具体的な成果を追及していきます。

また、現在、WCO（世界税関機構）等の国際機関をはじめ、日中韓の地域協力の枠組み、EPA（経済連携協定）及び外国税関当局との協力の枠組みにおいて、税関手続の国際的調和・簡素化を推進するための取組や税関分野における国際貿易の安全確保に向けた取組がなされています。これらの取組等を通じ、税関手続の国際的標準化等を図ることにより、国際貿易の円滑化が促進され、ひいては税関手続における利用者利便の向上、社会悪物品の密輸阻止等にも資するものと考えられます。

主要な国際貿易国である我が国としては、こうした取組の重要性に鑑み、上記の国際機関、地域協力の枠組み及びEPA等において、税関分野における手続等の国際的調和の推進に積極的に取り組みます。

2. 内閣の基本的な方針との関連

第174回国会 総理大臣所信表明演説

第177回国会 総理大臣施政方針演説

第177回国会 財務大臣財政演説

新成長戦略（平成22年6月18日閣議決定）

包括的経済連携に関する基本方針（平成22年11月9日閣議決定）

新成長戦略実現2011（平成23年1月25日閣議決定）

知的財産推進計画2010（平成22年5月21日知的財産戦略本部決定）

3. 重点的に進める業績目標・施策

業績目標 5-2-1：多角的貿易体制の強化及び経済連携の推進

業績目標 5-2-2：税関分野における貿易円滑化の推進

4. 業績目標・施策に関する基本的考え方

① 業績目標 5-2-1：多角的貿易体制の強化及び経済連携の推進

当該目標は「新成長戦略」や「包括的経済連携に関する基本方針」等に取り上げられており、今後重点的に進めるべき目標であることから「重点目標」として設定しています。

① WTOにおける取組

WTO ドーハ・ラウンド交渉は、関税引下げ等の貿易自由化に加え、貿易円滑化や不当廉売関税（アンチダンピング税）等の貿易規則の明確化・拡充をも対象とするものであり、貿易自由化を通じた経済の活性化にとって重要な意義を持っています。

平成22年6月のAPEC貿易担当大臣会合やG20トロント・サミットで、ドーハ・ラウンド交渉の早期妥結の追求が再確認されました。さらに、平成22年11月のG20ソウル・サミット及び横浜APEC首脳会議では、我が国を含む各国の首脳により、平成23年が極めて重要な「機会の窓」であることを念頭に、ドーハ・ラウンドを迅速かつ成功裏の妥結に導くという強いコミットメントが再確認されました。

財務省は、多角的貿易体制の維持・強化に向け、開発途上国の関心や懸念にも配慮しつつ、同交渉の早期妥結に向け、積極的に取り組んでいきます。また、この取組の中で、特に貿易手続の透明性・予見可能性・公平性の向上、簡素化・迅速化等を進める貿易円滑化交渉を積極的に推進していきます。

② EPAにおける取組

市場として成長が期待できるアジア諸国や新興国、欧米諸国、資源国等との間でEPA交渉を進めることは、貿易自由化や貿易円滑化・投資ルールの整備等を通じ、これら諸国との経済関係を深化させ、「強い経済」の実現に資するものであることから、これに積極的に取り組んでいく必要があります。

また、平成22年度には、インドとの間のEPAに署名し（平成23年2月）、ペルーとの間のEPA交渉が完了しました（平成22年11月）。

さらに今後、平成22年11月に閣議決定された「包括的経済連携に関する基本方針」に沿って、我が国として主要な貿易国・地域との間で、高いレベルの経済連携を進めしていくこととしています。

アジア太平洋地域においては、日豪EPA交渉の妥結や、現在中断している日韓EPA交渉の再開に向けた取組を加速すると同時に、日中韓FTA、東アジア自由貿易圏構想（EAFTA）、東アジア包括的経済連携構想（CEPEA）といった研究段階の広域経済連携や、共同研究実施中のモンゴルとのEPAの交渉開始を、可及的速やかに実現することとしています。

さらに、アジア太平洋地域においてまだEPA交渉に入っていない主要国・地域との二国間EPAを、国内の環境整備を図りながら、積極的に推進します。TPP（環太

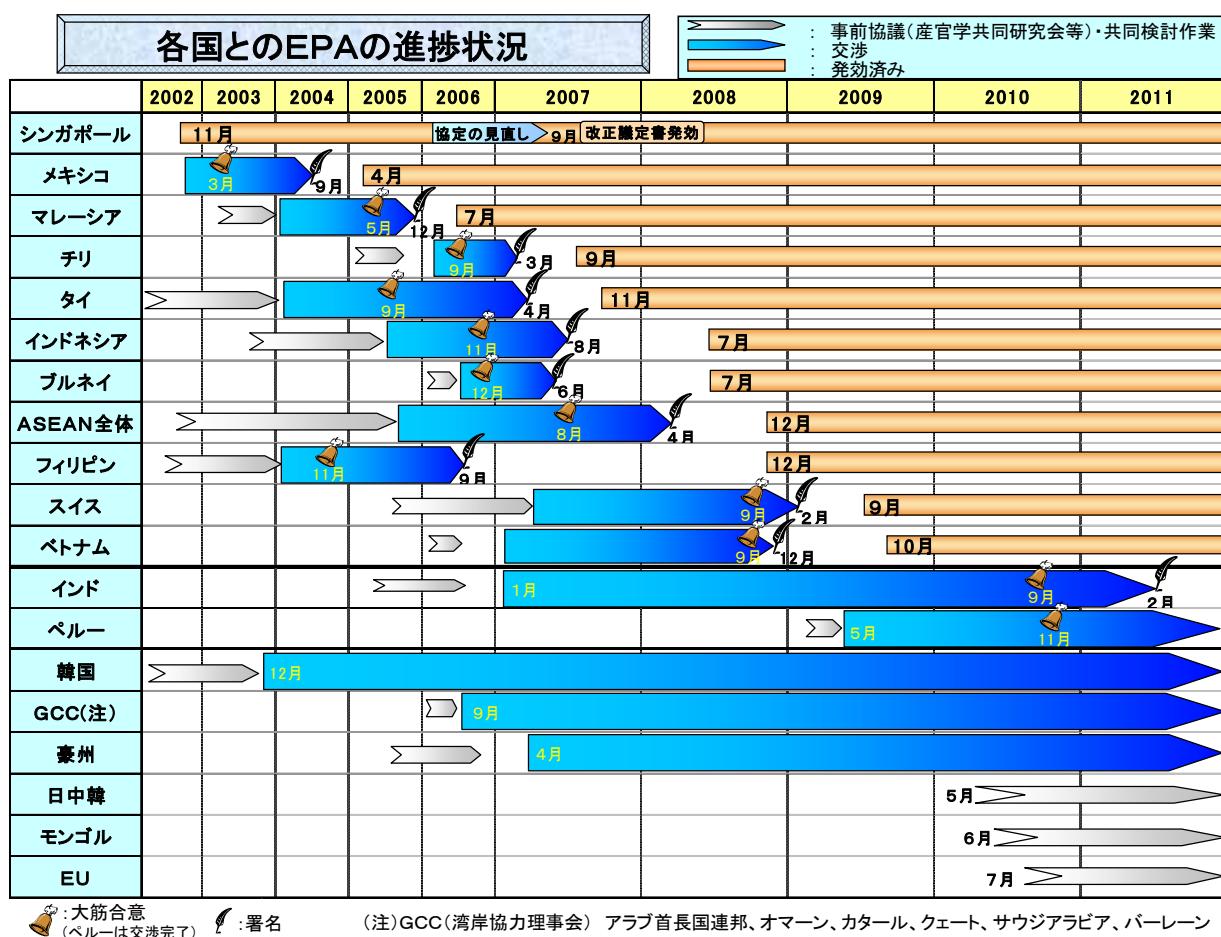
平洋パートナーシップ）協定については、その情報収集を進めながら対応していく必要があります、国内の環境整備を早急に進めるとともに、関係国との協議を行っています。

（注）TPP協定交渉には、シンガポール、ニュージーランド、ブルネイ、チリ、米国、オーストラリア、ペルー、ベトナム、マレーシアの9カ国が参加している。

アジア太平洋地域以外では、現在共同検討作業を実施中のEUとの間で早期に交渉に入るための調整を加速します。また、現在交渉中のGCC（湾岸協力理事会）との交渉の促進に努めることとしています。

財務省は、関税政策・税関行政を所管する立場から、関係省庁との連携を密にし、こうした具体的な取組を推進していきます。

（参考）各国との経済連携の進捗状況（平成23年3月現在）



① 業績目標 5-2-2 : 税関分野における貿易円滑化の推進

当該目標は「新成長戦略」等に取り上げられており、今後重点的に進めるべき目標であることから「重点目標」として設定しています。

① ASEAN諸国等を中心とする各国税関当局との政策協議に関する取組

我が国経済の成長力を強化していく観点から、我が国との経済関係の深いASEAN諸国等に重点を置いて、二国間の政策協議を実施し、相手国における貿易ビジネス環境の改善に積極的に関与していきます。

相手国における貿易ビジネス環境の改善に向けた措置の内容については、政策協議を通じて、相手国の優先課題を聴取するとともに、我が国民間事業者の意見を踏まえつつ、我が国の制度等と同様又は類似の制度等の導入を促すことなど、我が国企業の国際競争力の強化に資する観点から検討し、相手国における具体的な措置の実施を促します。

具体的には、特に、貨物のセキュリティ管理と法令遵守（コンプライアンス）の体制が整備された事業者（輸出入者等）を認定し、通関手続の簡素化等の便益を与えるAEO（認定事業者）制度の各国における構築、AEO制度を導入した二国間の安全かつ円滑な物流を目指すAEO制度の相互承認、シングルウインドウの各国での構築及び国際的なシステム連携の実現を中心とした構想を我が国が主導することにより、ASEAN諸国を中心とするアジア地域の貿易円滑化及び切れ目のない物流環境の実現に取り組みます。

② 地域協力の枠組みにおける取組

我が国とASEANとの間の地域協力の枠組み（ASEAN+1、ASEAN+3等）やAPEC等の枠組みについても、貿易円滑化に関する上述の我が国の構想を推進する観点から積極的に活用します。

特に、ASEANについては、平成22年10月に開催されたASEAN首脳会議において、平成27年までの「ASEAN経済共同体」の実現に向けて、「ASEAN連結性マスターplan」が承認され、この中で、貿易円滑化の実質的な改善に合意されています。我が国は、このことを踏まえ、同月の日ASEAN首脳会議において、税関近代化やASEANシングルウインドウ強化に向け税関当局間で協力策を検討すること、及びADBを通じた我が国新たな貢献策を用意したい旨、我が国の内閣総理大臣から表明したところです。今後は、これらのことと踏まえ、各国との政策協議とともに、我が国とASEANとの間の地域協力の枠組みを活用して、ASEAN地域における貿易円滑化に関する目標、課題及び必要とされる具体的な協力の内容について、上述の我が国の構想実現を念頭に、我が国とASEAN諸国との間で現状認識と合意を形成する機会を定期的に設けることなど、具体的な措置の実施に向けた取組を積極的に行います。

また、APECについては、HS条約による関税分類の調和、WCO改正京都規約に基づいた税関手続の簡素化・調和、WCO「基準の枠組み」の実施等を含む税関手続分野における共同行動計画に着実に取り組みます。また、平成22年において新たに共同行動計画に加えることに合意したAEO及びシングルウインドウに関する取組も引き続き推進していきます。さらに、APECにおけるAEOに関する取組については、平成22年3月に合意されたAEO行動計画に基づき、米国と共同してAEO事例集を作成しているところであり、平成23年においては、AEO制度の国際的調和作業を進めていきます。加えて、APECにおけるシングルウインドウに関する取組については、平成22年に実施した域内各国・地域のシングルウインドウ実施状況調査を踏まえ、今後は、シングルウインドウ未構築メンバーの支援に取り組んでいくとともに、シングルウインドウを活用した貿易関連情報・書類の電子的交換を推進します。

これらに加え、APECにおいては、平成22年9月に東京で開催されたAPEC関税

局長・長官会合において、今後APECの税関当局が推進すべき項目として、①AEO制度構築支援と相互承認の推進、②シングルウインドウを平成32年までに各メンバーが構築、③知的財産侵害物品の水際取締り強化のため、税関と権利者及び税関間の協力推進、④国境関連省庁との連携強化、税関間の情報交換の促進・強化、⑤税関手続に係る共同行動計画を平成32年までに全メンバーが達成、⑥WCOとの協力強化、⑦国際開発金融機関との協力強化、⑧WTO貿易円滑化交渉への貢献、の8つの項目に合意し、議長声明として取りまとめました。今後は、これら8項目の着実な実行を通じ、アジア太平洋地域における貿易円滑化を推進します。

ASEMでは、平成21年10月にヘラクリオン（ギリシャ）で開催されたASEM関税局長・長官会合において、①貿易円滑化及び物流の安全、②知的財産権の保護、③社会及び環境の保護における税関の役割、④ビジネスとの関係強化等を中心に議論し、「ヘラクリオン宣言」を取りまとめました。我が国としては、同会合で承認されたASEM貿易円滑化行動計画（2010年－2012年）に基づき、ASEM域内における円滑な貿易の促進に引き続き貢献していくとともに、ASEMがアジアと欧州の間の比較的多数の国が参加する地域協力の枠組みであることを踏まえ、WCOを含めた国際的な税関分野における手続等の国際的調和に向けた議論において、我が国の立場が反映されるための枠組みとして活用してまいります。

日本、中国、韓国の3か国間の地域協力の枠組みにおいては、平成19年より年1回、日中韓3か国での情報交換等の協力関係を強化するため日中韓3か国関税局長・長官会議を開催しています。平成21年9月の第3回会議において策定された「日中韓3か国税関の協力に係る行動計画」に基づき、①知的財産権の保護、②密輸情報の交換、③AEOの相互承認、④貿易円滑化、⑤人材育成、⑥国際フォーラム（WCO、APEC、ASEM、ASEAN+3等）における協力の6分野において、3か国税関当局の協力強化の取組が進められています。今後とも、貿易の安全確保と円滑化という各国共通の目標に向け、良好な協力関係を維持するとともに、行動計画を着実に実施するよう取り組んでいきます。

③ 我が国企業のビジネス・貿易環境の改善に資する技術協力

上述の二国間及び地域協力の枠組みにおける政策協議の結果、合意した事項の実施について相手方のキャパシティの不足により支援が必要な場合には、ASEAN諸国に重点を置いて、施策6-2-4でも述べるとおり、技術協力を実施します。

アジア地域における貿易円滑化に向けた取組への支援については、平成22年10月に開催された日ASEAN首脳会議において、我が国の内閣総理大臣より、ADBを通じた我が国新たな貢献策を用意したい旨表明し、その上で、同年11月5、6日のAPEC財務大臣会合にて、我が国の財務大臣から、我が国が、今般、ADBを通じて、最大25百万ドル規模の支援を行うこととした旨表明しました。

このことを踏まえ、今後、我が国としては、ADB、国際協力機構（JICA）及びWCOの4者間で、貿易円滑化の目標、対象国・地域及びスケジュールについて政策協議を行い、共通の理解を形成しながら、各国との政策協議を4者合同で行い、我が国民

間事業者の意見を踏まえつつ、ADBを通じた支援を含めた貿易円滑化のための技術協力を実施し、具体的な成果を追求し、成果について事後的に検証していきます。

④ WCO等国際機関等における取組

WCOについては、我が国が積極的に関与してきている「基準の枠組み（国際貿易の安全確保及び円滑化のための基準の枠組み）」（平成17年6月採択）や「改正京都規約（税関手続の簡易化及び調和に関する国際規約）」（平成18年2月発効）等の各国における着実な実施を推進するとともに、その具体的な成果を追求すること、及びWCOで行われている税関分野における手続等の国際的調和・簡素化に向けた各種取組において、我が国企業の国際競争力の強化を図り、我が国経済の成長力を強化していく観点から適当と判断される内容が国際標準として反映されるよう取り組むことを基本方針とします。

知的財産侵害物品の水際取締りの強化についても、積極的に取り組んでいきます。我が国が提唱したACTA（模倣品・海賊版拡散防止条約）が平成22年10月の関係国会合において大筋合意に至りましたが、今後、ACTAの早期発効及び加盟国拡大に向けて、引き続き関係省庁と協力して取り組んでいきます。

また、WTOドーハ・ラウンド交渉においては、貿易手続の透明性等の向上、簡素化・迅速化等を進める貿易円滑化交渉において、実効性のあるルールの策定を目指し、交渉の進展に積極的に貢献していきます。さらに、WTO協定に基づく非特恵原産地規則の国際的な調和（統一）作業においても各国における非特恵原産地規則の透明性・予見可能性の向上に向け、積極的な貢献を行っていきます。

⑤ EPAにおける税関協力等に関する取組

EPAの交渉分野には、貿易円滑化を促進する観点から、税関手続の国際的調和・簡素化や税関協力等が含まれており、これまで発効に至っているEPAには、こうした税関分野に関する規定が盛り込まれています。今後のEPA交渉においても、税関分野における手続等の国際的調和を推進するため、同様の規定が盛り込まれるよう取り組んでいきます。

⑥ 税関当局間の情報交換等に関する取組

EPA等を通じて貿易円滑化に取り組んでいますが、その一方では、国際物流の拡大に伴い、不正薬物、銃砲及び知的財産侵害物品等の密輸が後を絶たない状況です。こうした不正薬物等の水際におけるより効果的な取締りを推進するため、他国の税関当局との間で、関連する情報の交換を行うために相互に支援すること、また、貿易円滑化の取組を含む税関当局間の協力関係を強化することを定めた政府間協定・税関当局間取決（税関相互支援協定）を締結しています。これまで、米国、豪州、ニュージーランド、韓国、カナダ、中国、香港、EU、マカオ、オランダ、ロシア及びイタリアと締結しており、平成22年度においては、新たに南アフリカ、スペインと交渉を開始しました。今後も、各国との締結に向け努力していきます。

さらに、これまで発効に至っているEPAのうち、シンガポール、マレーシア、タイ、

インドネシア、ブルネイ、フィリピン、ベトナム及びイスラムとのEPAには、税関相互支援協定と同様、水際取締りのための情報交換の規定が盛り込まれており、今後のEPA交渉においても、同様の規定が盛り込まれるよう取り組んでいきます。

当該目標に対応する業績指標として、「税関相互支援協定等の締結数」を設定し、税関当局間の協力関係を強化しているかを測定します。

◎業績指標 5-2-1：税関相互支援協定等の締結数

(単位：国・地域)

	平成19年度	20年度	21年度	22年度	23年度目標値
締結数	14	18	20	21	増加

(出所) 関税局参事官室（国際調査担当）調

(注1) 各年度末における累計。

(注2) 締結数には、税関相互支援協定及び税関相互支援協定と同様の規定が盛り込まれているEPA（署名済（未発効）のものを含む）を計上。

5. 参考指標（6指標）

- 関係国際会議における活動状況
- アジア諸国との貿易額・シェアの推移
- 世界全体の貿易額【再（総5）】
- 輸出入額及び貿易バランス（対GDP比を含む）の推移【再（総5）】
- 関税負担率の推移とその国際比較【再（総5）】
- 地域貿易協定の年次別推移【再（総5）】